

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(業務方法書の記載事項に関する経過措置)

第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げるもののほか、機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)に関する事項とする。

(業務方法書の記載事項等の特例)

第三条 前条に規定する業務が行われる場合には、第一条第二号、第二条から第六条まで、第八条及び第九条中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)」とする。

附則 (平成一八年三月三十一日総務省・財務省令第三号)

この省令は、独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二七年三月三十一日総務省・財務省令第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(以下「通則法改正法」という。)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 通則法改正法附則第八条第一項の規定により通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が通則法改正法による改正後の独立行政法人通則法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中期目標とみなされる場合における第一条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令第五条第一項の規定の適用については、同項の表事業年度における通信・放送開発金融関連業務に係る業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の項中「通則法第三

十五条の四第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の通則法(以下この表において「旧通則法」という。)第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号」と、同表中期目標の期間における通信・放送開発金融関連業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項及び中期目標の期間における通信・放送開発金融関連業務に係る業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書の項中「通則法第三十五条の四第二項第二号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号」とする。

附則 (平成二七年四月二四日総務省・財務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年五月三十一日総務省・財務省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年一月一日総務省・財務省令第五号)

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十四号)の施行の日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日総務省・財務省令第二号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和六年三月二二日総務省・財務省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

(国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令の廃止に伴う経過措置)

第二条 改正法附則第三条第二項の規定により国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)が行う同項に規定する業務については、この省令の本則の規定による廃止前の国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令(以下この条において「旧業務運営省令」という。)の規定は、この省令の施行後も、なお効力を有する。この場合において、旧業務運営省令本則中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「出資継続業務」と、旧業務運営省令第一条中「国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号。以下「機構法」という。)第十四条第二項第四号に掲げる業務(特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号。以下「通信・放送開発法」という。))第六条第一項第一号、第二号及び第四号」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律(令和五年法律第八十七号。以下「改正法」という。))による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号。以下「旧機構法」という。))第十四条第二項第四号に掲げる業務(改正法による廃止前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第六条第一項第二号」と、旧業務運営省令第三条第一号及び第八号並びに第九条第二項中「機構法」とあるのは「旧機構法」と、旧業務運営省令第八条中「債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支出の決定」とあるのは「出資の決定」と、旧業務運営省令別記様式第二中「国立研究開発法人情報通信研究機構法」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律(令和五年法律第八十七号)による改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十二号)」とする。